

# 第1回 経済産業統計の利活用促進に関する研究会

## 議事概要

日時：平成19年10月5日（金）10～12時

場所：経済産業省別館2F233共用会議室

出席委員：廣松座長、上野委員、佐藤委員、菅委員、富浦委員、三尾委員、横山委員

議題：

1. 統計データの二次的利用について（オーダーメード集計、匿名データ）
2. 著作権について
3. 経済産業統計に対するニーズ

議事要旨

1. 統計データの二次的利用について（オーダーメード集計、匿名データ）

＜事務局より、資料4にもとづき説明＞

- 新統計法では、「オーダーメード集計」や「匿名データ」の作成・提供が、明確に法律上も位置づけられた（第33条「調査票情報の提供」）。従来より行われていた「目的外使用」がなくなるのではない。一般からの求めに応じ、学術研究目的を有する場合には、「オーダーメード集計」や「匿名データ」の作成・提供を行うことが可能になったということである。
- 新統計法の第34条には、「学術研究の発展に資する」という規定があるが、どこまでが「学術研究の発展に資する」かについては、従来から議論があるところであり、今後も論点になる部分だと考えられる。一方で、統計調査は継続するものであり、秘密の保護が十分に守られないなど極端な提供方法を行うと、記入者からの信頼が得られなくなるため、バランスが必要となる難しい問題である。
- 新統計法第34条にある「その他の総務省令で定める場合」については、新統計法が施行される予定の平成21年4月までに順次検討され、省令が制定される予定である。現在、関係府省が参加する検討の場において議論がなされている段階である。現時点で想定されているケースとしては、大学・研究所が論文を公表し社会への貢献が期待できる場合、営利企業の研究であっても社会に何らかの形での還元が期待できる場合、教育機関での講義、演習等で使用する場合などである。
- 統計法において省令に委任されている基準については総務省が取りまとめていくことになっているが、具体的な提供は統計実施省庁に任せることになる。総務省は省令

の他に運用のためのガイドラインを定める予定であり、各府省はガイドラインの下で個別に「オーダーメード統計」や「匿名データ」の作成・提供を行うことになる。

- 「オーダーメード統計」や「匿名データ」の最も重要なユーザーとして想定されるのは大学院生ではないか。教員であれば、「目的外使用」として個票データを取り扱う機会があるが、大学院生は通常はそのような機会はなく統計調査の個票データを扱うことは難しい。将来的な統計のユーザーである大学院生が個票データを扱うことで、将来のユーザーを育てることになる。既に公表されている集計結果を用いた分析による論文は既に書かれてしまっているので、大学院生等の研究者が自分の目的に応じてオーダーをできれば独自の論文を書くことができる。「目的外使用」の形式でデータ入手できない人にとっては、自分の目的にかなった結果を入手できる機会になる。
- 「オーダーメード集計」や「匿名データ」の提供について、記入者への了承との関係をみると、調査票には「統計の作成目的以外に使用しない」とされているが、現在の「目的外使用」は運用により行われているところが大きい。新統計法における運用については、今後然るべき議論が行われるべきである。
- 景気予測を実施するユーザーの立場としては、景気関係の調査周期が短い統計からパターンオーダーの体制を整備してもらえると助かる。記入者の立場としては、自分たちが提出したデータが、どのように利用されているのかわかるようにした方が良い。ただし、利用の状況を見た記入者が、例えば、「匿名データ」に関連して、特定されてしまうと思い、提出に躊躇する可能性はあるので、提供の仕方には工夫が必要である。
- 「オーダーメード集計」や「匿名データ」の作成・提供に関する記録は総務省から公表される仕組みになる予定である。提供時の秘匿は重要な課題であり、新統計法において基幹統計と位置づけられた統計の「匿名データ」の作成に際しては、統計委員会が検討を行うことになっている。
- 「匿名データ」の提供に際して、提供する「匿名データ」は、利用者の目的に応じて作成するものではなくて、あらかじめ統計委員会の意見を聴いた上で作成されることになっている。
- 秘匿の方法としては議論のあるところではあるが、調査結果の分布型を変えないように個票のデータを加工・編集して提供する方法も考えられる。ただし、加工・編集されたデータには意味があるのかどうか、現実とは異なるデータを提供することが妥当かどうかという課題もあり、日本ではあまり主流の考え方ではない。

## 2. 著作権について

<資料5について、事務局より説明>

- 表頭、表側の項目や配列に創作性があると言えるのかどうか。Excel等の汎用的なソフトウェアを使用して作成すれば、誰がやっても同じような表頭、表側になる場合も考えられるが、その場合でも創作性が認められるのか。また、結果表を非常に見やすく

デザインし直した場合は創作性があることになるのか。といった入り口の点についても、論点にすべきである。その上で、続く課題があるはずである。

- 創作性については、ケースによって個別に判断せざるを得ない部分がある。例えば、単に複写しただけでは知的生産ではなく、創作ではない。誰がやっても同じ結果になる場合も創作とは言えない。都道府県別に結果を表示する際に都道府県番号順に並べるなどは、ありふれていて、誰がやっても同じ結果になる場合と考えられる。一方、業種別に結果を表示する際、業種の区分に工夫があるようであれば、それは創作と言える。ただし、あらかじめ決められた分類に従って業種を区分しているのであれば、創作とは言えない。
- 著作権法で規定される編集物には「データベース」を除くとあるが、データベースの定義については、著作権法第2条第1項第10の3号に規定されており、コンピュータで検索出来るものと定義されている。その意味では、情報システムを利用して作成するパターンオーダーのオーダーメード集計は「データベース」に該当するかもしれない。著作権を議論する上で、編集物かデータベースかは概念上の違いなので、あまり重要ではない。
- 結果表等をそのまま掲載する場合だけではなく、結果表等に表示された数値を加工して掲載した場合の著作権の扱いについても今後議論をしたい。
- 著作権法32条によって引用可能とされる範囲はどのようなものか、検討する必要がある。
- またグラフに著作物性がある場合、著作者の意に反するグラフの改変等については同一性保持権の侵害しないようにする義務があるが、著作権法20条2項4号の「やむを得ない改変」にあたれば、改変利用も可能である。「やむを得ない改変」がどのような場合かについても議論をする必要がある。
- 統計の数値には、「事実」ではなく、推計値のように加工された数値はあるが、あらかじめ定められた推計方法によって、機械的に作成される。従って、誰がやっても同じ結果になり、「創作的に表現」とは言えないのではないか。

### 3. 経済産業統計に対するニーズ

＜資料6について、事務局より説明＞

- ユーザーからは、多くのニーズが挙げられているが、様々な制約条件がある中で、全てのニーズにこたえていくことは難しい状況にはある。
- ニーズについては、大学やシンクタンク等の幅広い利用者のニーズも調べて欲しい。
- 公表の早期化を望む声があるが、海外と比較しても日本の統計の公表は決して遅くはない。むしろ、統計書等の英語版を作成するなど、海外の利用者にも配慮をして欲しい。海外の利用者から日本の統計について質問を受けることが多いが、情報が少ないので、日本の統計に対して不信感をもたれてしまう。国内のユーザーだけでなく、

海外投資家などの海外ユーザーも意識して欲しい。

以上